

平成 30 年 3 月 27 日  
福 祉 部 長 決 定

## 加古川市生活困窮者就労準備支援事業実施要領

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号。)第 7 条第 1 項に基づく生活困窮者就労準備支援事業の実施について、加古川市生活困窮者自立支援事業実施要綱及び加古川市生活困窮者自立相談支援事業実施要領(以下「要綱等」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (事業の対象者)

第 2 条 本事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本事業の利用を申請した日の属する月における収入の額(同一の世帯に属する者の収入の額を含む。)が、申請日の属する年度(申請日の属する月が 4 月から 6 月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法第 295 条第 3 項の条例で定める金額を 12 で除して得た額(以下「基準額」という。)及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。
  - (2) 申請日における金融資産の額(同一の世帯に属する者の所有する金融資産を含む。)が、基準額に 6 を乗じて得た額(当該額が 100 万円を超える場合は 100 万円とする。)以下であること。
- 2 生活保護を受給している者で福祉事務所長から依頼があつた者は、事業の対象とすることができる。

### (事業内容)

第 3 条 本事業における支援内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日常生活自立に関する支援 適正な生活習慣の形成を促すため、規則正しい起床及び就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する助言等を行い、自己管理をするための意識の醸成を行う。
- (2) 社会生活自立に関する支援 社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援、地域の事業所での職場見学又はボランティア活動等の提案を行う。
- (3) 就労自立に関する支援 一般就労に向けた技法及び知識の習得を促すため、就労体験、ビジネスマナー講習等を通じた本人の適性確認、模擬面接及び履歴書の作成指導を行う。

### (支援の実施期間)

第 4 条 支援の実施期間は、対象者の状況に応じ 1 年を超えない期間とする。

### (利用手続)

第 5 条 対象者が本事業の利用を希望する場合にあつては、要綱等に規定する利用申込のほか、

自立相談支援機関に収入および資産の状況を申し立てし、自立相談支援機関はその内容を市長に報告しなければならない。

- 2 前項の申し立ては口頭をもって足り、書面の提出は任意とする。
- 3 第2条第2項に規定する対象者については、福祉事務所長からの依頼文書をもって、前2項の規定にかえることができるものとする。

(支援決定)

第6条 市長は、前条の規定による利用申込及び自立相談支援機関からの報告内容を審査のうえ、本事業の利用の認否を決定し、就労準備支援事業利用承認(不承認)決定通知書(様式第1号)により、原則、自立相談支援機関を經由して対象者へ通知する。

(支援の終了および中止)

第7条 市長は、前条の規定により本事業を利用することとなった者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当した場合は、支援を終了することができる。

- (1) 一般就労に従事したとき
- (2) 障害福祉サービスの利用等、他制度による日常生活や社会生活の支援を受けられることとなった場合

2 市長は前項のほか、利用者が次の各号のいずれかに該当し、支援の継続が不適切または困難と判断した場合は、支援を中止する。

- (1) 第2条の要件に該当しないことが明らかとなった場合
- (2) 市及び自立相談支援機関(以下、「市等」という)の必要な指示に従わない場合
- (3) 連絡が取れないなど、所在不明となった場合
- (4) 支援の辞退の申し出があったとき
- (5) その他本事業の利用継続が困難と市等が判断した場合

(再利用)

第8条 本事業を利用していた者が再び本事業の利用を希望する場合は、再度の利用を妨げない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。